

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長牟田弘幸（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（測量）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長若しくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、発生した災害の応急対策業務（測量）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保並びにその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（実施内容）

- 第2条 甲は、第3条に定める区間において災害が発生し、又は発生のおそれがある必要と認めるときには、災害又は出水状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指示により当該災害箇所における応急対策業務を実施するものとする。
- 3 乙は、これらの業務を適切に対応できるよう河川情報センター、日本道路交通情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（実施区間）

第3条 業務の実施区間は、原則として別図のとおりとするが、出水状況、被災状況及び交通事情等により、必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

（甲の管理区間外での実施）

- 第4条 甲は、前条の規定にかかわらず、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長又は応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について第2条第1項の要請ができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

（出動の要請）

第5条 甲は、乙に対し第2条第1項又は第4条第1項の実施区間における具体的な災害状況に応じ、応急対策業務（測量）のための出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

（契約の締結）

第6条 応急対策業務（測量）について甲から出動要請があった場合には、速やかに調査業務等請負契約を締結し、精算するものとする。

（業務内容の指示）

第7条 業務内容の指示は、防災情報課長等（以下「担当職員」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の実施）

第8条 乙は、第5条に基づく出動要請があった場合は直ちに出勤し、応急対策業務（測量）を実施するものとする。

2 乙の責任者は、業務実施後遅滞なく測量の成果品等を担当職員に書面により提出するものとする。

（乙の業務）

第9条 乙は、業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

2 業務の実施にあたっては、測量業務共通仕様書（案）及び諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、担当職員と密接な連絡をとり業務を遂行しなければならない。

（機密の厳守）

第10条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

（訓練）

第11条 乙は、甲が主催又は参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には参加するものとする。

(地権者の了解)

第 1 2 条 本業務遂行のため民地等に立入る場合は、予め関係者の了解を求め所有者の承認を受け、
請負者の責任において処理し将来に禍根を残してはならない。

(有効期限)

第 1 3 条 この協定の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

(その他)

第 1 4 条 この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に規定していない事項については、その都度
甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

甲 福岡県直方市溝堀一丁目 1 番 1 号
国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

乙 福岡県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇